

「訪問型職場適応援助促進助成金」のご案内

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による援助の事業を実施する事業主に対して助成するもので、障害者の職場適応・定着を図ることを目的としています。

訪問型職場適応援助者による援助の事業を実施した事業主に対して支給します

以下の「対象労働者」の①～③にあてはまる方の職場適応のために、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成または承認するジョブコーチによる支援計画で必要と認められた支援を、「訪問型職場適応援助者」に無償で行わせた場合に事業主に対して助成金を支給します。

＜対象労働者＞

- ① 次のいずれかに該当する方
 - ◆身体障害者
 - ◆知的障害者
 - ◆精神障害者
 - ◆発達障害者
 - ◆地域センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認められる方
- ② 支援計画の開始日に65歳未満である方
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方

＜訪問型職場適応援助者による支援＞

支援計画書に記載された対象労働者の職場適応を図るための①～⑤などの支援

- ① 支援計画の策定
- ② 支援対象労働者に対する支援
- ③ 事業主に対する支援
- ④ 家族に対する支援
- ⑤ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

支給額～支援計画に基づく支援期間の3か月ごとに、助成金を支給します～

◆支援計画に基づいて支援を行った期間を対象として、申請事業所ごとに初めて実施する支援の開始日から3か月ごとに支給します。

◆支給額は①と②の合計です。

- ①支援計画に基づいて支援を行った日数に、以下の日額単価を掛けて算出された額
 - ・1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 **16,000円**
 - ・1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 **8,000円**

②訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。 (裏面へ)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL270501雇障02

訪問型職場適応援助者とは、次のすべてに該当する方をいいます

- ◆訪問型職場適応援助者養成研修など※の修了者であること
- ◆障害者のための就労支援の業務経験が1年以上ある方
- ◆支援を実施する際に、労働災害に対応できる傷害保険などに加入していること
- ◆国などの委託事業費から人件費が支払われていないこと

※この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

次のすべてに該当する事業主が助成金を受給できます

- ◆次の①～③のいずれかに該当する障害者の就労支援を行う事業主であること
 - ① 障害者就業・生活支援センターの指定法人
 - ② 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う事業主
 - ③ 助成金の受給資格認定申請を行う年度またはその前年度に、支援した障害者の就職件数または職場実習の件数の合計が3件以上である事業主
- ◆地域センターの作成または承認した支援計画に従って適切に援助を行うものであること
- ◆支援の日ごとに、支援内容を記録した支援記録票を作成・保管すること
- ◆訪問型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- ◆訪問型職場適応援助者の出勤状況や賃金支払い状況などを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し、労働局などから提出を求められた場合に応じること

受給手続

この助成金を受給しようとする事業主は、以下の①～②の順に受給手続きをしてください。

① 受給資格認定申請

助成金の対象となる支援を実施する予定がある場合は、年度ごとに支援の開始日の2週間前までに、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。

② 支給申請

3か月ごとの支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請を行った都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。

<参考：受給手続きの流れ> 【6月15日に支援を開始した場合】

